

木曽川水系における 河道内樹木の公募採取事例

国土交通省 中部地方整備局
木曽川上流河川事務所 管理課長
大友 逸斗
令和6年6月25日

1. 木曽川水系と木曽川上流河川事務所の紹介
2. 河道内樹木の公募採取の取り組み
3. 公募採取における課題

1. 木曽川水系と木曽川上流河川事務所の紹介

木曽三川の概要



中部地方の中心部である濃尾平野(我が国最大規模の海拔ゼロメートル地帯)に流れる木曽、長良、揖斐の木曽三川は、長野、岐阜、愛知、三重、滋賀の5県に流域を持ち、9,100km²の流域面積を有する我が国有数の大河川である。



項 目		単 位	木 曽 川	長 良 川	揖 斐 川
河川の概要	水源	m	長野県木曽郡木祖村 鉢盛山 標高 2,446	岐阜県郡上市高鷲 大日ヶ岳 標高 1,709	岐阜県揖斐郡揖斐川町藤橋 冠 山 標高 1,257
	流域面積	km ²	5,275	1,985	1,840
	幹川流路延長	km	229	166	121
	想定氾濫面積	km ²	720	330	410
	大臣管理区間	km	幹 川 73.4	幹 川 56.1	幹 川 63.3
河川整備計画	目標流量	m ³ /sec	犬 山 16,500	忠 節 8,100	万石4,500 万石5,000
	河道整備流量 (河道整備で対応する流量)	m ³ /sec	犬 山 12,500	忠 節 7,700	万石3,900 (H14出水) 万石3,500 (S50出水)
既往洪水	既往著名洪水流量	m ³ /sec	昭和58年9月29日 (台風10号) 14,100(犬山)	平成16年10月21日 (台風23号) 7,700(忠節)	平成14年7月10日 (台風6号) 4,200(万石)

○流域面積 : 9, 100 km²

○幹川流路延長 : 約 516 km

○流域内人口 : 約 193 万人

○流域内市町 : 27市25町4村

1. 木曽川水系と木曽川上流河川事務所の紹介

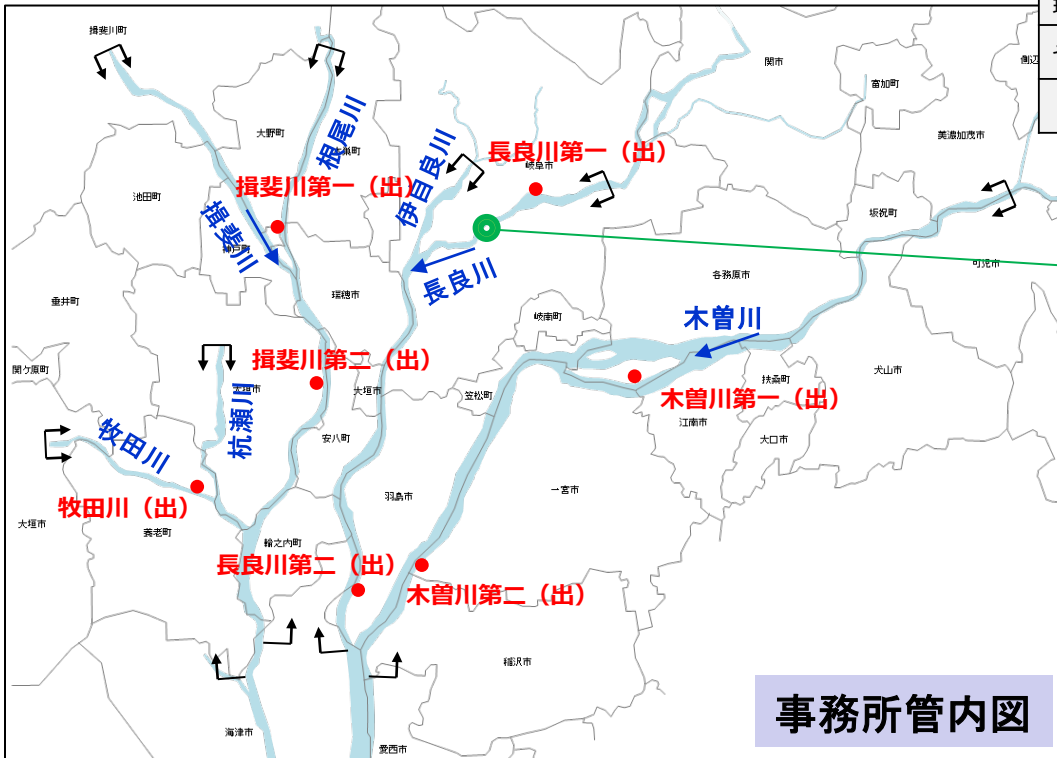
木曽川上流河川事務所の概要

- 所在地：岐阜県岐阜市忠節町5丁目1番地
- 職員数：113名
- 組織：工務課・管理課・流域治水課
河川公園課など8課 及び7出張所
- 主な業務：河川改修事業、河川維持修繕、環境整備事業
国営公園整備・維持、河川法許認可
防災業務・災害支援、流域治水

○事業費

(単位：千円)

事業費	令和4年度	令和5年度		令和6年度
	最終	当初	補正等	当初
河川改修費	6,214,418	3,469,090	2,794,000	3,149,925
河川維持修繕費	3,996,227	3,503,978	1,016,048	3,548,736
河川工作物関連応急対策事業費	507,998	340,000	-	440,000
総合水系環境整備事業費	219,300	257,000	71,900	287,100
国営公園等整備費	291,241	208,950	60,000	73,975
国営公園等維持管理費	1,145,397	1,040,306	140,000	1,047,739
その他(災害関連)	354,327	0	403,500	0
合計	12,728,908	8,819,324	4,485,448	8,547,475



事務所管内図

木曽川上流河川事務所



1. 木曽川水系と木曽川上流河川事務所の紹介

長良川



揖斐川

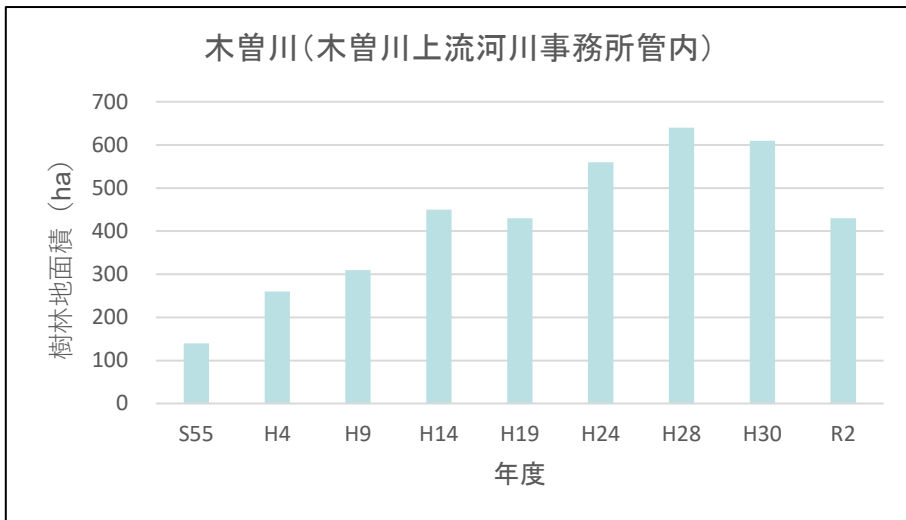


木曽川



2. 河道内樹木の公募採取の取り組み

○河川の樹林地面積推移



樹木繁茂状況



河道内樹木の河川管理上の問題

- ①河道断面が減少(河積阻害)
- ②河川の状態把握が困難
- ③不法投棄の増加
- ④水文観測に支障
- ⑤局部洗掘(濬筋の固定)

○河道内樹木の伐採



2. 河道内樹木の公募採取の取り組み



2. 河道内樹木の公募採取の取り組み

河道内樹木管理の課題

河道内樹木の問題解消には伐採を継続的に実施する必要があるが、伐採木の搬出・処分に相当額の費用がかかる。

限られた予算で継続的に樹木伐採するためにコスト縮減が必要。

伐採樹木の無料配布（一般向け）

従来は工事の伐採木は廃棄物として搬出処分していたが、平成22年から幹・枝の一部を希望者への無料配布を行いコスト軽減に取り組んでいる。



無料配布によるコスト軽減効果は約100万円／年程度

大幅なコスト縮減
にならない



準備・小運搬・受付等
手間がかかる

公募による民間事業者による樹木採取（事業者向け）

〔平成25年から試行開始〕

近年の伐採木の無料配布実施結果

	配布量(t)
平成31(令和元)年度	150
令和2年度	70
令和3年度	なし
令和4年度	30
令和5年度	43

※令和3年度はコロナウイルス感染症予防の観点から実施を取りやめ

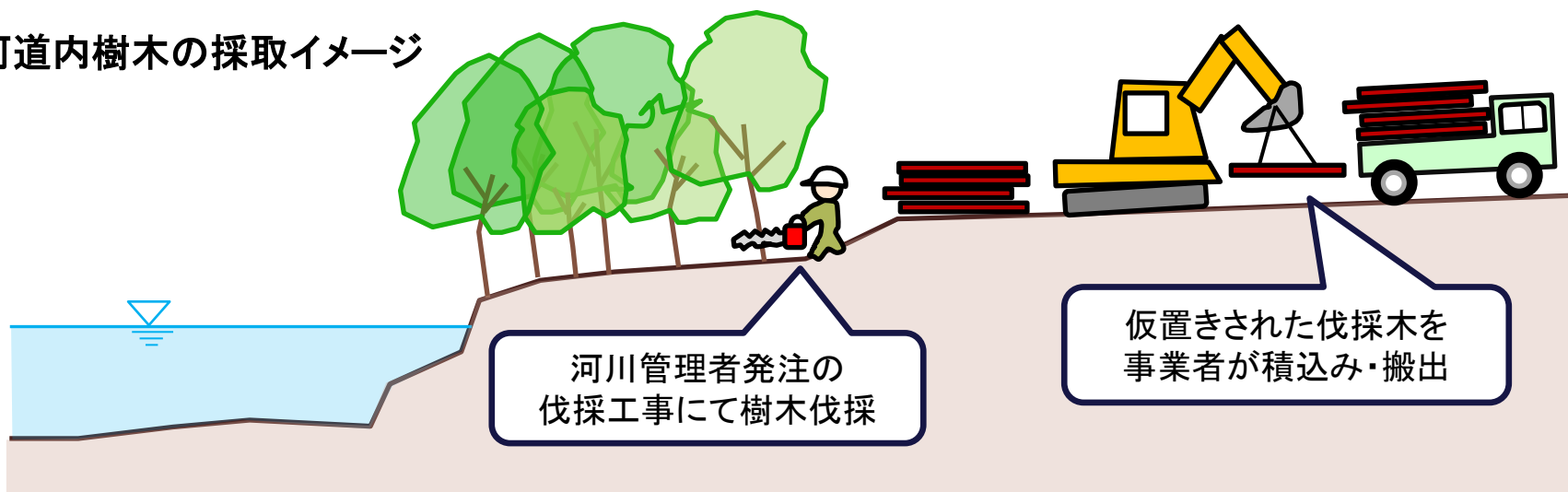
2. 河道内樹木の公募採取の取り組み

○河道内樹木の公募採取の概要

- ◆ 営利目的の企業等であっても河道内樹木の採取が可能となるよう、河川法第25条(土石等の採取の許可)を適用し、公募によって公平に選定された者を事業者とする取り組み。
- ◆ 河川管理者の発注した樹木伐採工事により伐採を行った後、引き渡し場所に仮置きし、公募により選定された事業者にて積込み・運搬していただく。



○河道内樹木の採取イメージ



2. 河道内樹木の公募採取の取り組み

○河川法等法規上の取り扱い

河川法第25条に基づき「土石以外の河川の産出物」の採取は河川管理者が許可する事で可能となる。施行令第15条により「竹木」が河川の産出物とされる。

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）

第二十五条 河川区域内の土地において土石（砂を含む。以下同じ。）を採取しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

河川区域内の土地において土石以外の河川の産出物で政令で指定したものを採取しようとする者も、同様とする。

河川法施行令第15条（河川の産出物）

法第25条の河川の産出物で政令で指定するものは、竹木、あし、かやその他これらに類するもので河川管理者が指定するものとする。

2 河川管理者は、前項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

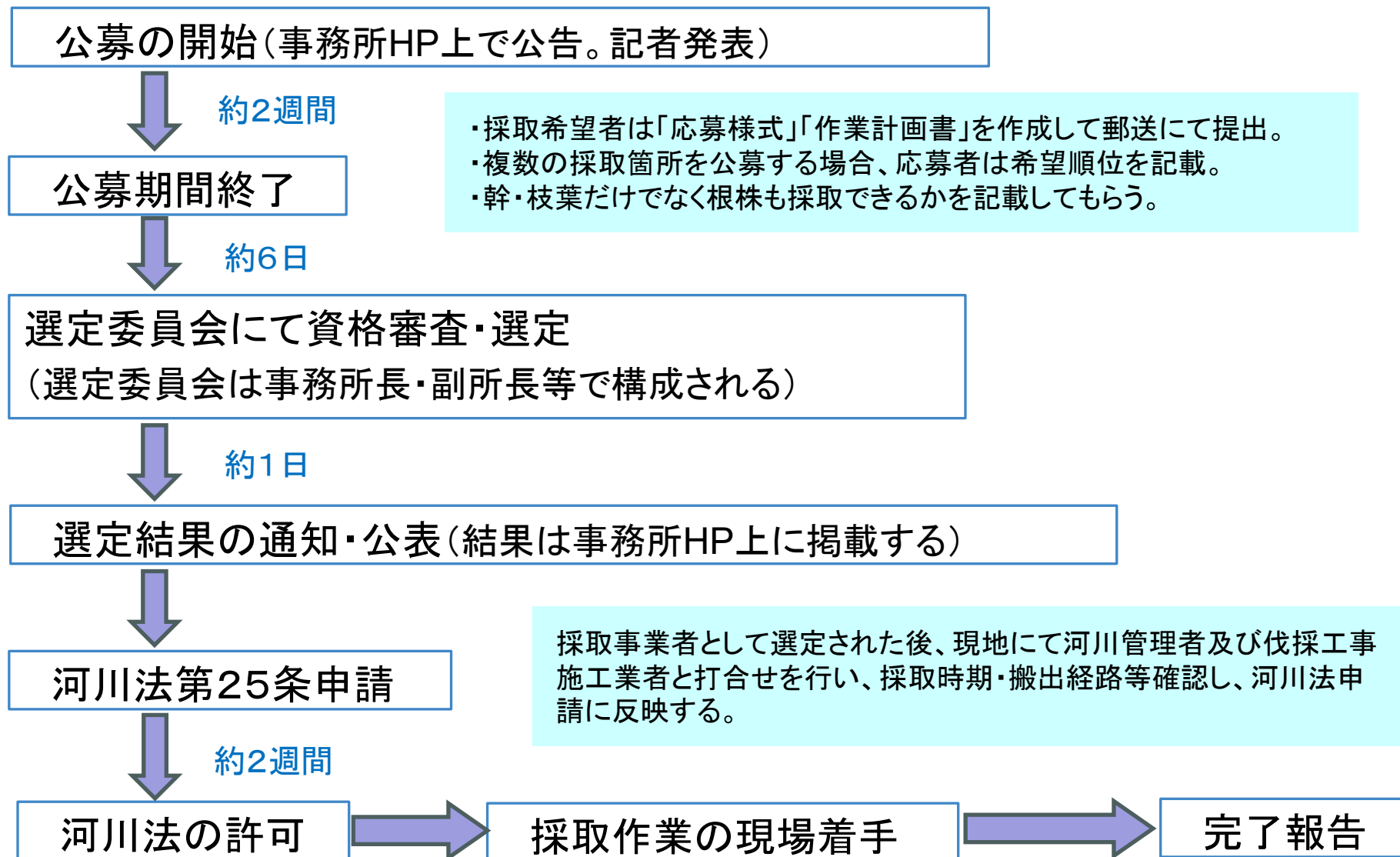
留意点

- ・砂利採取と同様の法適用のため、別途河川法第32条第1項に基づく採取料の徴収が発生する場合がある。（徴収の判断は、事業を実施する箇所の都道府県知事の判断に委ねられる）

※公募前に愛知県・岐阜県より徴収しない旨を確認済み。

2. 河道内樹木の公募採取の取り組み

○公募採取の手続きフロー



2. 河道内樹木の公募採取の取り組み

PRESS RELEASE



木曽川上流
河川事務所
安心・思い・思いやり



国土交通省

令和 5 年 3 月 30 日
国土交通省中部地方整備局
木曽川上流河川事務所

令和5年度における
木曽三川の樹木を採取する事業者等を募集します！

～ 河川法第 25 条を適用した公募型樹木伐採の試行 ～

木曽川上流河川事務所では、河道内の樹木を採取することを希望する事業者等（企業・団体等）を公募し、河川法第 25 条の採取の許可による河道内の樹木伐採の取り組みを試行しております。

平成 25 年度より試行しており、令和元年度は 6 事業者、令和 2 年度は 4 事業者、令和 4 年度は 3 事業者の申請、選定となりました。ご理解、ご協力ありがとうございました。令和 5 年度も引き続き樹木伐採の取り組みを実施します。

河川をより良くしていくため、皆様のご応募をお待ちしております。

1. 公募期間 令和 5 年 3 月 30 日（木）～ 4 月 20 日（木）

2. 採取時期 令和 5 年 5 月～令和 6 年 3 月（※時期については予定です）

3. 採取場所 木曽川上流河川事務所管内

4. 添付資料 公募文（その他資料については下記 URL を参照下さい。）
URL <https://www.cbr.mlit.go.jp/kisojyo/>

5. 解 禁 指定なし

6. 配 布 先 岐阜県政記者クラブ

7. 問合せ先 木曽川上流河川事務所 管理課
〒500-8801 岐阜市忠節町 5-1
TEL: 058-251-1325 FAX: 058-251-6581
副所長 神本 崇 管理課長 深尾 竜陽



地域との絆・安心・思い・思いの木曽三川

R5 公募（採取）記者発表資料

令和 5 年 3 月 30 日
中部地方整備局 木曽川上流河川事務所長

公 募

木曽三川の工事で伐採をした樹木を採取する
企業・団体を公募します。
～河川法第 25 条を適用した公募型樹木採取の試行～

1. 目的

木曽川上流河川事務所管内の河道内には多くの樹木が繁殖し、樹林化が進行しています。これら樹木は、洪水の流れの妨げや、局所的に流速を速め、堤防や護岸などの河川管理施設に損傷等を与える可能性があります。また、河川巡視に支障を及ぼすこともあり、ゴミ等の不法投棄を招く等、維持管理や環境上の問題もあります。このため、国土交通省木曽川上流河川事務所では、これらの対策として順次河道内の樹木の伐採作業を行っております。

従来、伐採した樹木はコストをかけて焼却等により処分していましたが、伐採した樹木の一部を木材資源として有効活用することにより、樹木伐採作業のコスト削減を図る取り組みを行うことに致しました。

つきましては、河道内樹木の採取を希望する企業及び団体を公募し、河川法第 25 条の採取の許可を受けて行う河道内の樹木採取の取り組みを試行いたします。

2. 募集概要

(1) 応募から採取までの流れ

- ① 木曽三川の樹木を採取することを希望する者（以下「応募者」といいます。）は、「5. 応募方法」に従い応募書類を提出してください。
- ② 「4. 応募者の選定方法」により、応募書類を審査し、樹木の採取を行う者（以下「樹木採取者」といいます。）を選定します。
- ③ 選定結果は応募者へ通知するとともに、木曽川上流河川事務所のホームページ（URL は別記）に掲載します。
- ④ 選定された採取事業者は、河道内の樹木を採取するための、河川法第 25 条に基づく許可申請手続きを担当出張所毎に、選定結果通知書、応募時に作成した「作業計画書（案）」を添付し行っていただきます。許可申請手続きの詳細な方法については、選定通知後の打合せにて個別に説明します。
- ⑤ 河川法第 25 条の許可書を発行後、運搬作業等の着手が可能となります。
- ⑥ 複数箇所に応募できます。詳細な場所については別添資料を参照してください。添付資料に示す範囲については、伐採予定範囲で、面積については、範囲に示す場所の中の伐採予定面積であり、発生量については過去実績による推定量となります。
- ⑦ 「（9）関連工事」の進捗等により、採取事業者選定後においても中止もしくは変更する場合があります。

R5 公募（採取）資料（一部抜粋）

2. 河道内樹木の公募採取の取り組み

○木曽川上流河川事務所における公募採取の実績

年度	伐採予定面積 (m2)	採取量 (t)	採取事業者数 (応募者数)	利活用の内容
平成25年度	149,000	592t	1(2)	製紙材料、木質繊維ボード原料
平成26年度	79,000	454t	2(2)	製紙材料、木質繊維ボード原料
平成27年度	38,000	213t	2(2)	製紙材料、木質繊維ボード原料
平成28年度	522,400	1,827t	3(3)	製紙材料、木質繊維ボード原料、堆肥原料、バイオマス燃料
平成29年度	446,800	2,734t	3(3)	製紙材料、木質繊維ボード原料、堆肥原料、バイオマス燃料
平成30年度	258,400	1,181t	3(3)	バイオマス燃料、堆肥原料、製紙材料、木質繊維ボード原料
令和元年度	1,965,400	932t	6(6)	製紙材料、木質繊維ボード原料、バイオマス燃料、菌床用おが粉、堆肥原料
令和2年度	672,900	1,100t	4(4)	バイオマス燃料、菌床用おが粉、製紙材料、堆肥原料
令和3年度	-	-	-	-
令和4年度	172,700	4,390t	3(3)	菌床用おが粉、バイオマス燃料、製紙材料、堆肥原料
令和5年度	184,350	2,600t	2(2)	バイオマス燃料、製紙材料、燃料、堆肥原料
令和6年度	(予定)302,300	(予定)3,563t	4(4)	バイオマス燃料、製紙材料、燃料、堆肥原料

※令和3年度はコロナウイルス感染症予防の観点から実施を取りやめ

3. 公募採取における課題

○樹木公募採取の課題

1. 当方伐採で実施する以上、毎年伐採工事を発注する必要がある。

その予算を確保する必要がある。

(樹木伐採は補正予算により発注しているため、必ず予算担保されるとは限らない。)

採取事業者の立場では、継続的に供給できることを求める。

予算状況により伐採面積や伐採木の量が左右されるため、毎年規模や位置が変わる。

2. 理想は先方伐採(採取事業者が自ら伐採して搬出する)であるが、
過去に先方伐採を前提とした公募を実施したが応募者はゼロであった。
自ら伐採すると費用がかかるため採算がとれなくなる。

3. 根株・竹、刈草を採取する事業者が存在しない。

根株も採取できる事業者を優先的に選定したいが、希望する者はいない。

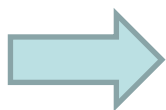
実際の現場で確認すると竹が多い、という事が判明して採取量が減る事がある。

現在は公募していないが、堤防除草の刈草も需要があるなら民間事業者に引き取ってもらいたい、まだ具体的な方法は定まっていない。

3. 公募採取における課題

○採取事業者との調整における課題と対応

伐採工事の工程に採取時期を合わせる指示や、現場にて発生した樹木量が予定を上回った分も採取する指示をして、採取事業者の負担になったケースがあった。



(対応)

- あらかじめ採取事業者・工事業者・発注者にて現地にて事前打合せを行い、採取のタイミングについて決めておく。
- 必ずしも伐採工事で発生した樹木の全てを採取するのではなく、採取事業者の受け入れ可能容量や運搬能力に応じた数量とする。
- 伐採工事の工程に左右されないよう、樹木の引き渡し場所を工事現場とは異なるヤードを指定し、伐採木をいつでも搬出できる状況にする。



木曽川では出水に支障のない川裏側のヤードに伐採木を仮置きしている。

○バイオマス発電への活用における課題

前述に加えて以下の課題が今後の活用に向けて解決しなければならない。

- ・伐採時期の冬期集中 → 河川では非出水期(10月～5月)施工が基本であるが、川裏ヤード確保等により出水期の樹木採取を可にする。
- ・異物混入による支障 → 金属などの異物が混ざって、加工工場の機材を損傷する事例もあることから、異物除去等対応が必要。

○まとめ

さらなる河川内樹木の有効活用のため、採取事業者との調整を進める中で課題をヒアリングし、解決策について意見交換してまいります。

(参考)木曽川上流河川事務所HP掲載の令和6年度の公募

https://www.cbr.mlit.go.jp/kisojyo/cms/press/pdf/kisya06_060126.pdf